

# 滋賀のアーカイブズ

## 《第7回県史編さんだより》

- ・【湖国こぼれ話⑫】小鮎を運ぶ 活魚輸送への挑戦 .....P.2～3
- ・【事務局だより】令和7年度資料収集の概要 .....P.4
- ・【事務局だより】県史関係データベースの紹介 .....P.5
- ・【事務局だより】『滋賀県史研究』第2号を発行 .....P.5
- ・【資料紹介⑪】国際観光ホテル(琵琶湖ホテル)関係文書 .....P.6
- ・【資料紹介⑫】戦時下の県民と県庁 .....P.7
- ・催し物案内／利用案内／アクセス .....P.8

ISSN 2435-8223



『琵琶湖畔国際観光ホテルの建設に就て』に添付の大津市外柳ヶ崎付近図 昭和7年【昭て12 (4-2)】

## 小鮎をはこぶ 活魚輸送への挑戦

アユは、現在の琵琶湖の漁獲量のなかで、四〇五割を占める重要な魚です。一般的に、アユは河川の下流域で産卵・孵化して海へ流下し、冬を海域で過ごし、暖かくなると海から遡上して川の上流で夏を過ごし、一生を過ごし、成魚になってもあまり大きくならないことから小鮎と呼ばれています。

小鮎は、明治時代まで、琵琶湖の固有種だと考えられていました。しかし、環境により大きく成長すると判明し、琵琶湖産小鮎はアユ苗として注目されるようになります。アユ苗とは、河川放流用・養殖用に採取し一定期間育て出荷されるもので、琵琶湖産小鮎は県内外に移出されました。現在では湖産アユが遺伝的に他のアユと異なることなどが判明し、国内外来種の観点から放流が控えられています。しかし、小鮎配給事業は大正・昭和期を通じて滋賀県における水産業のなかで重要な位置を占めていました。ここでは小鮎について、とくに輸送に着目してみています。

### 1 小鮎の需用の高まり

一九〇八年（明治四一年）以降、理学博士・石川千代松や滋賀県水産試験場（以下、県水産試験場）の研究により、小鮎は環境によって他のアユと同様に大きく成長し、アユ苗として利用できることが判明します。

一方、大正時代には、電源開発が進み、水力発電所

が全国各地に建設されると、発電設備によってアユが遡上できないという問題が全国的に発生していました。それまで小鮎は、近隣で鮮魚として消費されるほか、飴煮や佃煮として加工されるのみでしたが、小鮎がアユ苗に適するという研究結果は、全国的なアユの減少問題に対して改善の糸口となり、河川移殖用のアユ苗の需要が高まり始めたのです。

その後一九三〇年（昭和五年）に、滋賀県はアユ苗の配給を県営事業とします。それまで個人や組合が行っていた配給体制から、県水産試験場が県内外の需要者から注文を受け付け、県内の配給業者に出荷を指示する体制となり、配給業者も県知事による認可制となりました。滋賀県の小鮎配給事業は、昭和期を通して県の水産行政のなかでも重要な位置を占めました。戦後、一九六三年に滋賀県鮎苗漁業協同組合連合会に委託するようになるまで、県による配給体制は続きます（注1）。

### 2 小鮎の鉄道輸送

小鮎の県内外での需用が高まるなかで必要となったのが、小鮎を大量に輸送することでした。生きた魚を輸送することを活魚輸送といいます。アユ苗は、輸送した先で生育する必要がありますから、死にやすい小鮎をできる限り傷つけないようにしながら長距離を運ばなければなりません。

自動車での輸送と比較して、大量の輸送に適したのが鉄道です。それまでの鉄道による活魚輸送は鮮魚を輸送する簡易なものであったので、アユ苗を運搬するために新たな輸送方法の開発が必要となりました。

一九一四年（大正三年）、石川千代松博士は知内孵化場で孵化飼育した小鮎を鉄道（彦根・青梅間）で運送しました。これが日本で初めて行われた小鮎の鉄道輸送です。しかし、このときの輸送は少量であったため、それ以降、大量の長距離輸送に適う運搬器の開発がすすめられます。一九二五年以降、県水産試験場では計四回の長距離汽車輸送試験を実施しました。

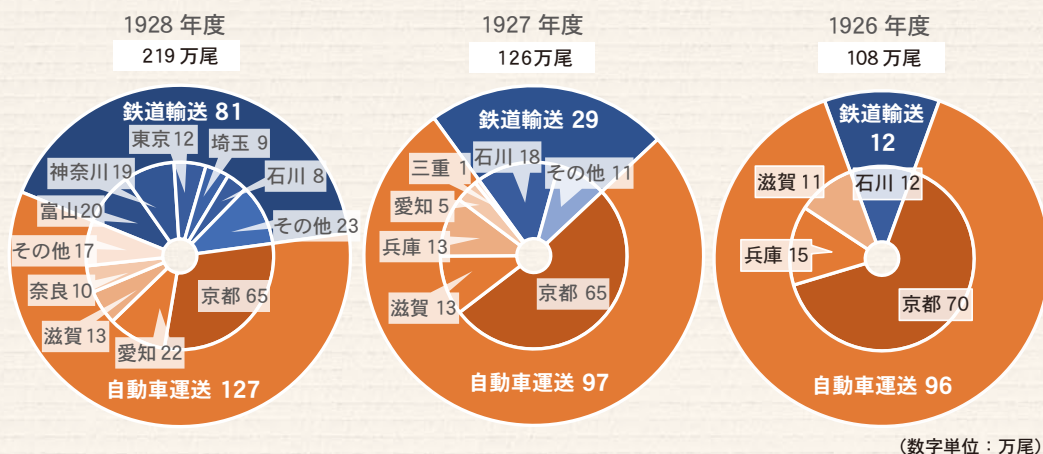
こうした研究のなかで、県水産試験場の技師を中心に、圧縮酸素の利用や上下運動により波を動かす器械など、新たな輸送方法が次々と考案されます。それまでは、付き添い人が柄杓ひしやくにより不眠不休で水槽をかき回し、酸素を循環させて小鮎を生かしていました。付き添い人の負担も非常に大きく、小鮎の生存率も低かったため、運搬器の開発は画期的なものでした。

その後、一九三一年（昭和六年）には、農林省水産局と県水産試験場の指導により鉄道省が設計した、日本初の活魚貨車が完成します。この活魚貨車は小鮎の輸送に用いられ、圧縮酸素や水槽の工夫により、小鮎の生存率が九九%以上となり、輸送状況が大きく改善します（注2）。また、図1に示したグラフからは、一九二六年から一九二八年の三年間で小鮎の輸送数量が倍増していること、特に鉄道による輸送数量が四倍となっていることがわかります（注3）。鉄道輸送の研究が行われるのと並行して、輸送地が長距離化し輸送先も拡大していったのです。

### 3 海を渡る小鮎

国内でのアユ苗の需要が高まる一方で、一九二八年に、農林省水産局がアメリカへの琵琶湖産小鮎の船舶輸送

と移植に挑戦します。これは、アメリカの著名な魚類学者ジョーダンが熱望したことに端を発する輸送でした。



【図1】小鮎の鉄道・自動車別輸送数量  
数量出典：注3『琵琶湖の小鮎と移植』『鉄道・自動車別累年輸送数量』を元に作成。

過去に行われたアメリカへの小鮎の輸送は失敗していることなど、新聞にはプロジェクトの詳細が記されています。設備は石川千代松博士が考案し、米原―横浜間の鉄道はタンクをかき回して酸素を供給し、横浜からの船中は圧縮酸素を供給しました。また、小鮎の太平洋横断について日本の学者は「不可能」と述べていたようです（一九二八年四月二五日付『京都市出新聞』朝刊）。水産局が輸送費のみで約六〇〇〇円を投じた、一大プロジェクトだったといえます。

このときは小鮎一万尾と金魚二〇〇尾を輸送し、四月二四日に米原を出て二六日に横浜港を出港、シアトルに五月六日に到着しました。結果は好成績で、五割ほどの小鮎が無事に到着します。小鮎はワシントン大学に寄贈され、一部はワシントン湖に放流されました（同年五月八日『京都市出新聞』朝刊・同年七月六日『京都市出新聞』夕刊）。小鮎のアメリカへの輸送について、同年四月二五日付『日米新聞』記事には、「the latest emissary of friendship（新たな友好の使者）」になると記されています。小鮎は日本を代表する魚として、日米の親善の一助となったのです。

#### 4 小鮎の航空機輸送

県水産試験場では、一九三一年四月に航空機を用いた小鮎の長距離空輸に挑んでいます。この航空輸送の試験が行われた背景には、当時、通信省が航空事業発展を目的とする助成を行っていたことも一因として考えられます。

航空機は三万尾の小鮎を載せ、東浅井郡南浜（現・長浜市）から離水しました。琵琶湖―東京間を飛ぶ予

定で、新聞記事には、成功すれば「水産航空界の画期的壮挙」とであると記されており、その注目の大きさが伝わります。しかしながら、この日は乱気流の影響を受け離水した約一〇分後に墜落し、乗員三人が重傷を負ってしまいました（一九三一年四月二六日付『京都市出新聞』朝刊）。この失敗に対し、県当局のなかには延期する意見もあったようですが、墜落の数日後には一万尾を載せて改めて決行されました。再度の挑戦は無事に成功し、七割ほどが満足な状態で東京の大森に到着、奥多摩に放流されます（同年四月三〇日付『京都市出新聞』朝刊）。

同年の輸送方法は自動車三二万六五〇〇尾、汽車二二万三〇〇尾、飛行機九万一〇〇〇尾で、飛行機の割合は少なく、空輸は試験的な段階でした（同年六月二日付『京都市出新聞』朝刊）。実際には、その後も小鮎の輸送は自動車や鉄道が中心でしたが、航空輸送への挑戦からは、輸送の改善という最重要課題に対する当時の水産関係者の情熱をみることができます。

当時、小鮎輸送の開発は、日本における活魚輸送の最先端を担うものでした。滋賀県水産試験場を中心に運搬器の開発や輸送の試験が何度も行われ、様々な方法で各地に琵琶湖の小鮎が運ばれていたのです。

（吉水希枝）

#### 【注】

- 1 井村博宣「琵琶湖産アユ種苗配給体制の成立・崩壊とその要因」『日本大学文理学部自然科学研究所研究紀要』第四三号、二〇〇八年
- 2 徳久三種「水産増殖事業回顧の記」『水産界』第七〇〇号、一九四一年
- 3 名古屋鉄道局『琵琶湖の小鮎と移植』名古屋鉄道局、一九二八年

【事務局だより】  
令和七年度資料収集の概要

令和七年度も、例年通り関連資料の調査・収集を進めました。

政治史関係では、明治三三〜三五年に滋賀県知事を務めた河島醇の参考資料として、伝記編さん時に作成された資料類を収集しました(①)。

令和7年度の主な県史編さん事業収集資料一覧

| 資料                             | 所蔵先                    |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 河島醇関係資料                      | 札幌市立中央図書館・北海道立図書館      |
| ② 丁吟関係資料                       | 近江商人郷土館                |
| ③ 浜縮緬関係資料                      | 大阪経済大学日本経済史研究所         |
| ④ 観光関係文献                       | 県立図書館・県民情報室            |
| ⑤ 滋賀県救済協会『時報』<br>滋賀県社会事業協会『共済』 | 大阪公立大学図書館<br>大阪府立中央図書館 |
| ⑥ 米騒動史料                        | 法政大学大原社会問題研究所          |
| ⑦ 婦人会関係資料                      | 野洲市歴史民俗博物館・栗東歴史民俗博物館   |
| ⑧ 唐川布施家文書                      | 個人(長浜市)                |
| ⑨ 富田家文書                        | 個人(長浜市)                |
| ⑩ 大原家文書                        | 個人・甲賀市教育委員会            |
| ⑪ 滋賀県教育会雑誌                     | 彦根市立図書館                |
| ⑫ 里内文庫資料                       | 栗東歴史民俗博物館              |
| ⑬ 章斎文庫資料                       | 個人(米原市教育委員会)           |
| ⑭ 滋賀県市町村沿革史編さん資料               | 県立図書館                  |

また、地域の名望家の資料群として、前年度から引き続き唐川布施家文書の写真撮影をおこない、さらに、湖北の富田家文書や甲賀の大原家文書の調査収集をおこないました。木之本で造り酒屋を営む富田家の当主富田八郎は、木之本町長や衆議院議員を務め、さらに、伊香病院の創立や共済団体の伊香相救社、江北銀行などにも関わりの深い人物です。甲賀の大原重右衛門は、衆議院議員や茶業組合中央会議所副会頭を務めた人物で、その文書は近代滋賀の政治や茶業等に関する好史料であり、甲賀市によって継続的に調査報告が進められています。両家とも膨大な資料が残されており、かつ政治・産業・社会・教育など多くの分野にまたがるため、今後も資料収集を続ける予定です(⑧⑨⑩)。

産業・経済史関係では、近江商人として「丁吟」の呼び名で知られる小林吟右衛門家(屋号が丁字屋)の資料を収集しました。丁吟は、江戸や大阪で織物卸業や金融業を営んだ豪商で、現在、屋敷は資料館として公開されています。同家の文書に加え、県の重要な産業のひとつである浜縮緬の関連文献として組合の機関紙などの雑誌類を収集しました(②③)。

県内への観光客の動向や人数などを調査した観光利用統計調査書は、図書館や県民情報室で昭和三九年〜平成五年分を揃えることができました(④)。

社会史関係としては、県下の米騒動に関する新聞資料などのほか、大正から昭和戦前期に刊行された滋賀県の社会福祉事業団体の機関誌や、婦人会活動の記録資料を収集しました。これらは、当時の社会生活の様子などが確認できる貴重なものです(⑤⑥⑦)。

教育関係では、前年度に引き続き、県教育会の機関誌の収集をおこないました(⑪)。また、郷土史家による資料収集の成果である里内文庫資料や章斎文庫資料には、県の政治・産業・社会にかかわる、他にはない貴重な資料が数多く含まれています(⑫⑬)。

令和七年度からは、県立図書館が所蔵する滋賀県市町村沿革史編さん資料の調査も開始しました。これは、昭和三五〜四二年に刊行された『滋賀県市町村沿革史』の編さん事業の際に、各役場等から集められた資料(主に明治〜昭和三〇年代の行政文書類)が、地域ごとに約六〇箱に分納されて、県立図書館に収蔵されているものです。昭和四三年に刊行された『滋賀県市町村沿革史編さん資料目録』に掲載されていない資料も多くみられますので、現在、現物確認しながら目録作成作業と写真撮影を進めており、次年度以降も継続していく予定です(⑭)。

県の歴史を解明するうえで、資料は基本情報です。滋賀県の近現代史に関する資料情報、また古い資料をお持ちの方は、当館までご連絡いただけましたら幸いです。(松井めぐみ)

【事務局だより】

## 県史関係データベースの紹介

県史編さん事業では、史実の裏付けとなる関連資料の調査をおこない、県史の執筆に活用するのはもちろんのこと、多くの皆様にも利用していただけるように、当館ウェブサイトでの公開もすすめています。

今回は、新聞記事目録と県立水口高等学校保管資料目録について紹介します。

### 《京都新聞記事目録》

過去の新聞に関しては、特に本県とゆかりの深い京都新聞社（前身にあたる新聞社を含む）の記事から、滋賀県にかかわる事項を重点的に収集しています。

これまでも年度ごとに公開を進めてきましたが、令和七年度末で戦前分の収集が終了したことから、年ごとの記事目録だけでなく、明治期から昭和戦前期までの全体の目録も備えました。滋賀県にかかわる重要事項を通覧することができ、ぜひご利用ください。

### 記事目録全体の期間

明治一四年（一八八一年）五月二二日～昭和二〇年（一九四五年）八月三二日

対象紙 京都新報、京都滋賀新報、中外電報、日出新聞、京都日出新聞等

掲載基準 滋賀県に関する重要なもの。ただし、特に重要な記事については、全国または他府県の動向に関与するものも、必要に応じて適宜掲載しています。

公開ページ 当館ウェブサイト～県史編さん～県史関係データベース～1. 京都新聞記事目録

その他 当館では新聞記事の本文は公開しておりません。県立図書館等が公開している記事データベースを通じてご覧ください。なお、滋賀県内での新聞発行の歴史については、『滋賀のアーカイブズ』第二号に掲載の「湖国こぼれ話⑧県史編さんと新聞」をご参照ください。

### 《県立水口高等学校保管資料目録》

令和七年度は、県立高校を対象に古い資料・公文書類の保管状況の確認を進めました。その中で、確認調査が終了した水口高校保管資料を公開しています。

当該資料は、校長室や倉庫、同窓会館などで保管されてきた一次資料です。学校運営の中で作成され、保管されている「現用公文書」として、公文書管理条例に基づいてファイル管理をおこなうとともに、資料群としての一覧の便宜のために、当館ウェブサイトで目録公開をおこないました。

### 目録の期間 明治元年度～平成元年度

公開ページ 当館ウェブサイト～県史編さん～県史関係データベース～3. 県史調査資料目録

その他 当該資料の閲覧については、水口高等学校へご相談ください。なお、昭和二十七年以前作成の資料で、当館に移管を受けた資料については「特定歴史公文書等」として当館にて利用準備中です。

（松井 めぐみ）

【事務局だより】

## 『滋賀県史研究』第二号を発行

令和六年度（二〇二四年度）創刊の研究誌『滋賀県史研究』の第二号を、令和八年三月に刊行しました。研究誌の各論文等は、JSTAGE（国立研究開発法人科学技術振興機構（JST））が運営する電子ジャーナルプラットフォーム）で公開しています。当館ウェブサイトからも閲覧可能ですので、ぜひ一読ください。

### 《第二号目次》

#### 論文

初期議会期の民力休養路線と自由党大井派

——滋賀県会解散事件を中心に—— …… 大月 英雄

自衛隊演習場と地域社会

——滋賀県饗庭野演習場に注目して—— …… 中西 友汰

#### 研究ノート

「三方よし」の再検討

——近江商人の「三方よし」から日本商人の「三方よし」へ—— …… 坂根 嘉弘

#### 研究展望・時評

公文書館の歴史資料を用いた学習の研究

——滋賀県立公文書館による学校教育連携事業を事例として—— …… 久保田 重幸

#### 資料紹介

唐川布施家文書の「蚕種検査法」制定運動に関する史料 —— 布施孫一郎と自由党の関係を中心に —— …… 堀 雄高

県史編さんの記録

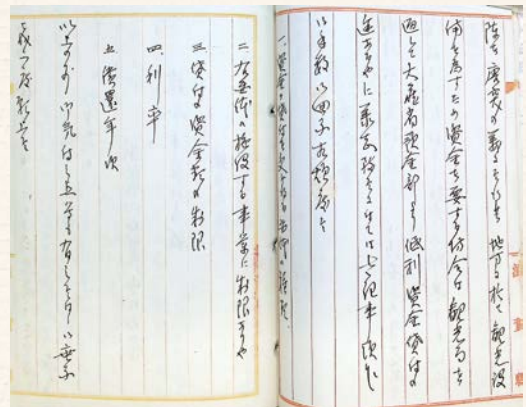
〔資料紹介②〕

国際観光ホテル(琵琶湖ホテル)関係文書

第一次世界大戦以降、慢性的な不況に直面していた日本は、外貨獲得を目的とした外客誘致政策に着手しました。その中心的な担い手となったのは、一九三〇年(昭和五年)に鉄道省の外局として設置された国際観光局です。同局は、外客に対応した国際観光ホテルの建設を地方公共団体に斡旋するための融資事業を開始しました。滋賀県は、それまでも琵琶湖を中心とする景勝地を観光資源とすべく環境整備を行ってきた経緯もあって、この取り組みに名乗りを上げました。

その結果建設されたのが、湖畔の柳が崎に立つ琵琶湖ホテル(現びわ湖大津館)です。本欄では、当館が所蔵する建設計画や経営に関する資料群から、その一部をご紹介します。

ホテル建設計画は、除野康雄知事の下で一九三一年に発足しました。内務部庶務課が作成した簿冊(昭て9-1)には、計画最初期における往復文書・計画書等が収められています。確認できる最も早い時期の文書は、融資の詳細についての最初の問い合わせに関するものと思われる、同年三月二六日付の国際観光局宛照会文書案です(昭て9-1(5))。これ以降、県参事会における協議や株式会社都ホテル(特に同社社長の藤村義朗)との協力を通じて建設計画概要を作成し、同局への提出に至った様子が、各所との往復文書から確認できます。



〔国際観光局宛照会文書案  
(1931年3月26日付)〕 【昭て9-1(5)】

翌年、除野の退任により、事業は新庄祐治郎知事に引き継がれました。新庄による計画の趣旨説明も残されています(昭お5(2-1))。その中では、「湖畔周遊道路」が早晩開通することに言及し、大津を「全国中最も遠大雄偉なる周遊観光地」とするための本計画が時宜に適用ものであることが強調されています。京都大津間国道の完成も間近に控えていた当時において、ホテル建設計画の念頭には、道路交通網の整備による観光地としての需要拡大がありました。

県がホテル建設による観光都市創出に意気込む一方、大津市料理組合と大津市旅館組合が提出した陳情書(昭て10-1(2-3))、一九三三年一月一八日)からは、地元同業者の目線もうかがえます。陳情書では、外客を主たる対象とするという国際観光ホテルの当初の営業方針が、営利目的のため内地人遊覧客に重きをおくように転換される、との噂を取り上げ、「地方旅

館料理店を露骨に圧迫するが如き営業方針」を避けるように求めています。地元の同業者にとって、国家の資金が投じられた国際観光ホテルは、既存の客層を侵食する脅威として見なされ得る存在でした。

一九三四年一〇月には、いよいよ琵琶湖ホテルとして営業を開始しますが、開業後数年の経営状況が垣間見える営業報告書があります(県が経営を委託する株式会社琵琶湖ホテルの株主總會資料、第一回(一九三五)〜第四回(一九三七年)、昭て15(58))。開業から半年後の報告書では、外国人来館者が延べ四六五名に及んだことを受け「ホテル建設の主眼たる外客誘致の本旨に副ふを得」たと評価しています。しかし、

この数は国内各地に建てられた他の国際観光ホテルの外国人利用者数と比較したとき、必ずしも多いとは言えないものでした(例えば、蒲郡ホテル(愛知県)の一九三四年一二月から翌年一月までの外国人宿泊者数は延べ一八九九名)。また、その後の営業成績もかんばんしくなく、三、四年目には、業績全体の悪化を報告しています。宿泊客数は、維持または増加しているとされる一方、外国人利用者数は記載されておらず、外客誘致という本来の目的において特筆すべき成果は上がっていないようです。

以上のように当館では、計画段階から営業開始後に至るまでの文書を多数所蔵しております。ご興味のある方は是非ご利用ください。(鷺澤 遼祐)

〔参考文献〕

砂本文彦『近代日本の国際リゾート…一九三〇年代の国際観光ホテルを中心に』青弓社、二〇〇八年

【資料紹介②】

## 戦時下の県民と県庁

「戦時下」というと、一九四一年（昭和一六年）以降の太平洋戦争期をイメージする人が多いかもしれませんが。しかし、一九三七年七月七日の盧溝橋事件に端を発した日中戦争が始まると、戦線から遠く離れた滋賀県の人々も、戦時下の生活を送ることになりました。今回は、太平洋戦争開戦（一九四一年二月八日）までの時期を対象に、戦時下の県民や県庁の様子がわかる資料をご紹介します。

### 国民精神総動員

一九三七年八月（盧溝橋事件の翌月）、政府は「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定しました。その趣旨は、困難な時局を克服し、「皇運を扶翼」するため、「国民一体となりて一大国民運動」を起こそうとするものでした。後に言及する興亜奉公日の設定・実施や、贅沢全廃運動もその一環です。

同年一〇月二日、滋賀県は政府の方針を受け、国民精神滋賀県実行委員会を設立しました。「滋賀県国民精神総動員実施要綱」（昭二（五））を見ると、「堅忍持久の精神の涵養」「困苦欠乏に堪ふる心身の鍛錬」として早起きの励行、神宮・宮城遙拝、麦飯の奨励、強行遠足の奨励等、「銃後後援の教化持続」として祈願祭や出征軍人遺家族援護の徹底、隣保会の組織化、勤労奉仕等、「非常経済政策への協力」として勤労奉仕、冗費節約・貯蓄奨励、国産品の使用奨励と輸入品

の使用制限、金製品の使用抑制等、実に七一に及ぶ実践細目が記載されています。

### 興亜奉公日

一九三九年八月、毎月一日を「興亜奉公日」とすることが定められました。この日は「戦場の労苦を偲び、自省之を實生活に具現」することが求められました。第一回目の興亜奉公日である九月一日に向け、滋賀県は実践要綱を作成しました（大正<sup>194</sup>一（一））。それによると、県庁では国旗掲揚式を行い、課内の整理や物資の節約、事務能率向上と勤労の倍加、正午の黙祷、一汁一菜の昼食、禁煙の実践を徹底するとあります。また職員は、家庭においても早朝に起床して神社参拝することや、禁酒・禁煙、宴会や観劇等を控えること、さらには徒歩で通勤することが奨励されました。この資料には、他自治体・機関等の興亜奉公日の実践に関する新聞記事の切り抜きも添付されています。近畿他府県や広島、富山等とともに、台湾の記事もあります。いずれも滋賀県の実践内容と大同小異ですが、記事には赤線や書き込みも見られ、他所での実践の様子を参考にしたか、あるいは意識していたことがうかがい知れます。

### 戦時生活の徹底

一九四〇年七月七日に制定された七・七禁令（奢侈品等製造販売制限規則）により、様々な製品の製造・販売が規制されました。これを受け展開されたのが「贅沢全廃運動」です。製造・販売だけでなく、消費者も「贅沢品」の購入や使用を抑止するよう求められました。滋賀県では実践事項を定め県民に周知するとともに、県職員は「県民に率先垂範の実を挙げ」るべきとして、前記実践事項（生活必需品以外の製品の購入・使用の廃止、華美な服装の廃止、宴会や旅行の制限、自動車利用の制限等）に加え、「県庁実践事項」が作成されました（昭三<sup>8</sup>（二二））。その内容は、宴会の全廃、靴や衣服の新調の制限、革製カバン・手袋の新調廃止、公用外の写真機の購入・使用の廃止、金製品やその類似品の使用の廃止等でした。この実践事項を作成するにあたり、県総動員課は各課に実践案を提出させています。各課から出された案には、ベットの飼育の廃止や執務中の間食禁止、茶ではなく白湯を飲む等の意見が見られます。また相互に監視し合い、贅沢廃止の促進を目指すとの提案もなされました。

一九四〇年には既に食糧事情の逼迫も始まっていた。同年中に滋賀県でも日用品や食料の切符制が導入され、「戦時生活の徹底」がますます求められていくのです。

これら三点の資料には、今回ご紹介した内容以外にも、県職員の招集に伴う事務の記録や、国債の販促、戦勝祝賀行事に関するもの等、銃後の県政や県下の様子がわかる文書が多く含まれています。併せてご覧ください。（西脇彩央）

|       |     |         |       |
|-------|-----|---------|-------|
| 勤勞報國  |     | 堅忍持久    |       |
| 第一國華  |     | 國民精神總動員 |       |
| 日     | 月   | 年       | 事項    |
| 八月一日  | 八月  | 一九三九年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九三九年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九三九年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九三九年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九三九年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四〇年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四一年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四二年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四三年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四四年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四五年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四六年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四七年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四八年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九四九年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五〇年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五一年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五二年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五三年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五四年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五五年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五六年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五七年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五八年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九五九年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九六〇年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九六一年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 十一月一日 | 十一月 | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 十二月一日 | 十二月 | 一九六二年   | 興亜奉公日 |
| 一月一日  | 一月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 二月一日  | 二月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 三月一日  | 三月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 四月一日  | 四月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 五月一日  | 五月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 六月一日  | 六月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 七月一日  | 七月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 八月一日  | 八月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 九月一日  | 九月  | 一九六三年   | 興亜奉公日 |
| 十月一日  | 十月  | 一九六三年   |       |

## 催し物案内

【昭和百年記念展第2弾（第21回企画展）】

「公文書にみる昭和の戦争の記録」

会期：8月24日（月）～11月19日（木）

時間：9時～17時（土・日・祝日は休館）

会場：公文書館閲覧室 【見学無料】



昭和の戦争の記憶が薄れつつあるいま、当館所蔵資料等から、戦時下の滋賀県の様子を御紹介します。

【県史講演会】

「近代滋賀県政と自治の展開」

— 公共性・政党政治・観光都市 —

講師：森 靖夫さん

（同志社大学教授・県史編さん編集委員）

日時：12月1日（火）14時～15時30分

会場：コラボしが21大会議室（聴講無料／要予約）

第一次世界大戦後における民主化や国際化という世界的潮流のなかで、滋賀県は県政と自治をどのように発展させてきたのでしょうか。今日の滋賀県政の源流を探ります。

## 利用案内

【利用時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 土曜日、日曜日、祝日

年末年始（12月29日～1月3日）

【閲覧方法】

① ホームページの「資料検索」から、閲覧したい資料を検索します。

② 利用請求書に必要事項を記入して、しがネット受付サービス（本県インターネットサービス）、郵便またはFAXで提出します。

\* 利用制限情報の審査を行い、申請後三〇日以内に利用決定を行います（やむを得ない事情により審査期間を延長する場合があります）。

③ 事前に閲覧日を連絡の上、右決定通知書を持って御来室ください。

※ 目録の利用区分が「公開」の資料であれば、簡易閲覧として当日に利用できます。

【その他の利用】

- ・ 資料の撮影は、持参した機器で各自が行ってください（写しの交付もできます）。
- ・ 企画展示、自治体史・事典等の書籍は、審査なしで自由に閲覧できます。
- ・ 資料の保護のため、館内での飲食、鉛筆以外の筆記用具の使用は御遠慮ください。

滋賀のアーカイブズ 第20号  
令和8年（2026年）9月30日

編集・発行 滋賀県立公文書館

〒520-8577

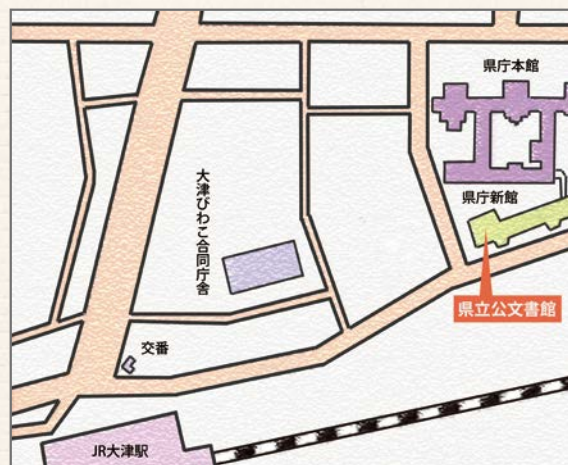
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel：077-528-3126

Fax：077-528-4813

Mail：archives@pref.shiga.lg.jp



- ① JR大津駅から東へ徒歩5分。
- ② 京阪電気鉄道島ノ関駅から山側（南南西）へ徒歩5分。